

報 告 書

一般社団法人 J E L F 御中

JELF 審査委員会は「公益財団法人トトロのふるさと基金」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄附、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

2020年12月1日

JELF 適格審査委員会委員長

弁護士 籠橋 隆



【委員会の構成】

弁護士 籠橋隆明
弁護士 池田直樹
弁護士 島昭宏
弁護士 寺田伸子
弁護士 吉田理人
弁護士 小島寛司
弁護士 渡部貴志
弁護士 西岡治紀
弁護士 上野孝治

【公益財団法人トトロのふるさと基金 調査担当弁護士】

弁護士 小島寛司
弁護士 西岡治紀

第1 調査の目的と審査の基準

1 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄付文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民の皆様も寄付という社会貢献があることに気付かないままにいることも少なくない。そこで、JELFでは寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクト「みどりの遺言」を実施している。弁護士という専門化の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄付ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応じて報告内容を充実させていく予定である。

2 審査の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスにかかわる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の内外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのように保護活動が続けていくかが検討され、それにあつた組織が形成されている。従って、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的あり方は多様であると言ってよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動への依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言っても会社などのように統制がとれた上下関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にある場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かって最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されてはならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELF では環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわたっても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは問うプロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたって実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者などから感謝の手紙があるかなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断されていく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不断に

検討されているかといった組織のあり方も、成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要課題であることは言うまでもない。

[ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

- (1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック
- (2) 監事および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）
- (3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価

[社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]

- (1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？
- (2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）
- (3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？
- (4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？
- (5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？
- (6) これまでの実績と今後も実績を残していけるか？

第2 審査の過程及び組織の概要など

1 調査実施の状況

以上の視点から調査担当弁護士は、2020年11月18日、公益財団法人トトロのふるさと基金（以下「本団体」という。）を訪問し（埼玉県所沢市三ヶ島三丁目 1169-1）、理事長の安藤聡彦氏（オンライン参加）、専務理事の荻野豊氏、常務理事兼事務局長北浦恵美氏から下記資料の提示を受けながら、聞き取り調査を行った。

記

- ① 定款
- ② 寄付及び会員規程
- ③ 情報公開規程
- ④ 役員及び評議員の報酬ならびに費用に関する規定
- ⑤ 2019年度事業報告
- ⑥ 2020年度事業計画
- ⑦ 2019年度貸借対照表
- ⑧ 2019年度貸借対照表(内訳表)
- ⑨ 2019年度財産目録
- ⑩ 2019年度正味財産増減計算書
- ⑪ 2019年度正味財産増減計算書(内訳表)
- ⑫ 2019年度附属明細書
- ⑬ 2020年度財務諸表に対する注記1
- ⑭ 2020年度財務諸表に対する注記2
- ⑮ 2020年度正味財産増減予算書
- ⑯ 資金調達及び設備投資の見込み

- ⑰ 理事・監事名簿
- ⑱ 評議員名簿
- ⑲ 評議員会議事録、理事会議事録
- ⑳ その他各種規程

2 沿革

1990年、本団体の前身になる「トトロのふるさと基金委員会」が設立された。これは大学進出計画等へ反対し里山を守ろうという活動を契機として複数の市民団体が力を合わせた結果誕生したものであった。

本団体は1991年に「トトロの森1号地」を誕生させ、以後も活動を広げ1998年に財団法人トトロのふるさと財団となり、2011年4月には事務所を古民家「クロスケの家」に移転した。そのタイミングで公益認定を受け、公益財団法人トトロのふるさと基金となり、活動を広げている。調査時点では、トラスト地は54カ所・10.3ヘクタールを超える面積まで広がっている。また、これまでの30年で寄付総額は約9億5000万円を超えている。会員数は1248人となっている。

3 組織の状況

(1) 組織の目的

定款第3条において、「この法人は、狭山丘陵及びその周辺地域（以下「狭山丘陵」と総称する。）の良好な自然環境並びに人と自然との調和のとれた関わり方を示す歴史的景観である里山や文化財を、ナショナル・トラストの手法を用いて恒久的に保存するとともに、狭山丘陵の価値を広く伝え、また地域資源の保全に係る調査及び情報収集を行うことによって、狭山丘陵における自然環境の保護及び整備に寄与することを目的とする。」としている。

(2) 機関

ア 評議員会（7名以上10名以内）、理事会（6名以上10名以内）及び監事（2名以内）を設置することとされている（定款第12条、14条、17条、27条、38条）。

イ 2019年6月16日時点で、評議員が9名（全員非常勤）いる。

理事は8名（うち理事長1名・専務理事1名・常務理事2名）おり7名が非常勤、1名が常勤である。監事は2名であり、いずれも非常勤である。

以上の他、本団体の事務所を処理するため事務局が置かれている（定款第55条以下）。

(3) 資産

2020年3月31日時点で、預金含む流動資産が約4000万円、固定資産が約14億6500万円となっている。

固定資産には、ナショナル・トラスト活動により取得した土地（トトロの森）や建物（クロスケの家）等が含まれ、これら不動産の合計価額は約8億6000万円である。

このほか、特定資産として投資有価証券（国債、証券等）が3億円あるほか、トトロの森を取得するための「トトロの森基金」に預金として約2億3400万円、クロ

スケの家の改修・維持管理のための「クロススケの家基金」に預金として約 830 万円、公益目的事業に使用する公益目的事業指定寄付金に預金として約 5100 万円がある。

第3 法務・ガバナンス関係についての審査の結果

1 機関運営

(1) 評議員会

評議員会は、定時評議員及び臨時評議員会からなる（定款第 18 条）。

通常総会は、毎年 1 回、その事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催するものとされている（定款第 18 条 2 項）。事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるとされているため（同 8 条）、毎年 6 月 30 日までに開催されなければならない。直近の評議員会については、新型コロナウイルスの影響でやむを得ず同年 7 月 19 日に開催されているが、合理的な期間内に開催されたものといえるし、その他の年についても基本的には定款の定め通りに例年評議員会が実施されていることが確認された。

その他、評議員総会の運営等に関し、法令、定款及び各種規程に反する事実は認められなかった。

(2) 理事

理事は、6 名以上 10 人以内とされており（定款第 13 条）、上述のとおり、2019 年 6 月 16 日時点で理事は 8 名（うち理事長 1 名・専務理事 1 名・常務理事 2 名）おり 7 名が非常勤、1 名が常勤となっている。

本団体は公益認定を受けていることから、いわゆる親族規制・同一団体規制が定められているが（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条 10 号・同 11 号、定款第 13 条、28 条 5 項）、各理事が同規制に反する事実は認められなかった。

役員は原則無報酬であるが、常勤役員には報酬を支給することができることとされており（定款第 33 条 1 項）、実際、常勤理事（兼事務局長）1 名には報酬が支払われているが、常勤理事の報酬は業務内容に比して相当な範囲にあるものと認められた。

また、理事が競業取引や利益相反取引をした事実は認められなかった。

その他、理事の選解任、職務内容等に関し、法令、定款及び各種規程に反する事実は認められなかった。

(3) 理事会

ア 理事会は、通常理事会と臨時理事会からなる（定款第 40 条 1 項）。

定款上、通常理事会は毎事業年度 2 回開催することとされており、毎年、通常理事会は年 2 回開催されていることが確認された。これらのほか、臨時で年平均 1 回程度臨時の理事会が実施されていた。

イ 本団体の最も重要な活動であるトラスト地の取得については、全て理事会の判断を得てから取得することにされている。取得にあたっては、樹木の有無等の自然状態などその土地が本団体の目的に照らして守るべき土地といえるか、開発の

防波堤になりうる土地といえるか、取得することによるリスク（土壌汚染のリスク）などを勘案して理事会で議論して決定している。

また、理事会での決議の前に、必ず弁護士・会計の専門家・自然環境の専門家（研究者）からなる外部専門家（土地等取得検討委員会）の承認を得ることとしている。

ウ その他、理事会の運営等に関し（定款第 38 条ないし第 48 条）、法令、定款及び各種規程に反する事実は認められなかった。

(4) 監事

監事は、2人とされており（定款第 27 条）、上述の通り 2 名が選任されている状況にある。

監事は、役員等に該当することから理事と同様の親族規制・同一団体規制が定められているが（認定法第 5 条 10 号・同 11 号、定款第 13 条、28 条 6 項）、各理事が同規制に反する事実は認められなかった。

その他、監事の選解任、職務内容等に関し、法令、定款及び各種規程に反する事実は認められなかった。

(5) 事務局

事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定めた事務規程によっている。

その他、事務局に関し、法令、定款及び各種規程に反する事実は認められなかった。

(6) 会員

本団体は、この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる旨定め（定款第 57 条 1 項）、別途「公益財団法人トトロのふるさと基金寄付及び会員に関する規程」が置かれている。

会費は、会員種別に応じ、次の通り定められている（同規程第 9 条）。

- ・ 正会員（一般） 一口年 3,000 円
- ・ 正会員（高校生） 一口年 2,000 円
- ・ 賛助会員 一口年 10,000 円
- ・ 家族会員 一人につき年 500 円
- ・ こども会員 一口年 500 円
- ・ 法人会員 一口年 50,000 円

会員は、調査時点で 1248 人となっている。

会員には、組織運営にかかる意思決定権はないが、毎年寄付の払込用紙に意見を書く欄を設けているほか、メール等で個別に頂いた意見を含め、適宜理事会に意見が上げられる体制となっている。また、会員の集いを開いたりして、本団体のサポーターとなる会員の意思の吸い上げを図っている。

2 届出関係

本団体の公益認定をした行政庁（内閣総理大臣）を所管する内閣府に対して、事業計画・予算（6 月）、事業報告・決算（3 月）等の報告をしている。

また、2012年にナショナル・トラスト活動に係る税制上の優遇措置を受けるため、環境大臣により自然環境保全法人に認定されており、以降、毎年環境省に年次報告（5月）をしている。

3 情報管理

本団体は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期する旨の規定を定款に置き（定款第59条1項）、個人情報の保護に関する必要な事項を個人情報管理規程として規定している（同2項、「管理規程」）。

本団体の個人情報を含む情報管理に問題は見られなかった。

4 情報開示

本団体は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする旨の規定を定款に置き（定款第58条1項）、情報公開に関する必要な事項は情報公開規程として規定している（同2項、「情報公開規程」）。

本団体は、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報として、定款、会員名簿、事業報告・決算、事業計画・予算その他第2・1記載の書類の大部分をウェブサイトに掲載し、公表している（定款第58条）。

その他、ホームページの公開、Facebook、ニュースレター（年4回）などを通じて情報を発信している。

第4 資産及び会計についての審査結果

1 資産

上述の通り、本団体には、2020年3月時点で、ナショナル・トラスト活動により取得した土地（トトロの森）や建物（クロスケの家）が最も大きい資産として存しており、これら不動産の合計価額は約8億6000万円である。

このほか、特定資産として投資有価証券（国債、証券等）が3億円あるほか、トトロの森を取得するための「トトロの森基金」に預金として約2億3400万円、クロスケの家の改修・維持管理のための「クロスケの家基金」に預金として約830万円、公益目的事業に使用する公益目的事業指定寄付金に預金として約5100万円がある。

また、用途を特定されない預金含む流動資産が約4000万円あるという現状である。

2 会計

2019年度については、収入に関しては、基本財産運用益が約400万円（上記投資有価証券（国債、証券等）3億円による運用益である）、会員等からの受取会費が約390万円、事業収益が約3800万円（うち物品販売事業収益が約2260万円、受託事業収益が約1458万円）、補助金が約145万円、寄付金が約2240万円（一般寄付金が約520万円、指定財産からの振替が約1380万円であるが、実際には用途を特定した寄付は同年度で約1730万円となっている）であり、合計収入は約7080万円となっている。

他方、費用としては事業費が約 6420 万円、管理費が約 683 万円で合計約 7100 万円となっており、約 20 万円の経常減額となっている。

このように、本団体については、寄付収入・会費収入が合計で年間 2600 万円以上あり、かつ物品販売事業収益が約 2260 万円、受託事業収益が約 1458 万円あるほか、基本財産運用益が約 400 万円といった収入があるものの、他方で費用として 7000 万円以上を要しているという現状である。

これは、物品販売事業の仕入れ等もあるものの、多くがトラストにより取得した森林の維持・管理コストとして要している費用である。

本団体には現在職員が 19 名在籍しており、当該職員が直接森林の維持・管理を担うほか、危険木の伐採などは外部に業務委託を行っている。業務委託は本団体のトラストが狭山丘陵という住宅地に密接して存する場所にある関係上、専門家の手に頼らざるを得ないところがある。また、本団体では森林の維持管理にボランティアの手を借りているが、ボランティアに担えるのは全体の 1~2 割程度の業務である。こういったことから森林の維持・管理のために上述のような費用を要している。このことは、森林を維持・管理することの本来的な大変さを示すものであり、本団体に運営上の問題があるというわけではない。

これに加えて物品販売事業、埼玉県からの受託事業（「狭山丘陵いきものふれあいの里センター」運営事業）のためにも当然のことながら人手を要し、上記のような相当数の職員の維持が必要な理由となっている。

3 財務会計上の適正さ

本団体は経理規程をおき、同規程に基づいて、会計処理がされ、適宜税理士の確認を受けていることが確認された。

また、公益認定法人であるため、定期的に行政（内閣府）の監督を受けており、財務会計上の問題は見られなかった。

第5 労務関係についての審査結果

事務局の構成員との間では雇用契約が締結されている。現在、職員 19 名となっている。正規 6 名、臨時雇用（パートタイム労働者）が 13 名という割合となっている。

退職金規程もあり、退職金の積み立てが実施されている。

労働基準法、労働契約法その他の法令に反する事実は確認されなかった。

第6 活動実績と事業の持続性

1 活動実績

本団体の活動は、ナショナル・トラストの手法を中心として、狭山丘陵における自然環境の保護及び整備を守ることを目的としている。

狭山丘陵は都心に比較的近い住宅地に隣接する地帯であるにもかかわらず、植物はおよそ 1000 種、鳥類が 200 種以上という多様な種が存在し、正に「となりのトトロ」に登場するような里山の景観が保全されている場所であり、希有な自然が保

全されている場所と評価できる。

このような狭山丘陵について、高度経済成長以降、大規模開発が次々に起こり、住宅地の開発や大学建設やゴルフ場開発などが行われた。このような開発に伴う建設残土の処分場が乱立していった。特に 1990 年頃には、早稲田大学の所沢キャンパスが作られる経緯で残土処分が行われ、また、不法投棄の問題も深刻化するなどの問題も生じた。

地域の住民には、このままでは「となりのトトロ」に登場するような里山が失われる、狭山丘陵が失われるという危機感が高まった。

そして、危機感を募らせた市民がナショナル・トラスト活動を始めたのが本団体設立のきっかけである。

この際、宮崎駿氏・スタジオジブリの協力を得て、「トトロ」の名称を使わせてもらえることとなり「トトロのふるさと基金」という名称とした。そのため、マスコミ等の注目するところとなり、運動は加速し志金も多く集まることとなった。

それ以降、多くの森林をナショナル・トラストにより保全し、30 年が経過した今日で 10 ヘクタールを超える丘陵を保全・管理・公開するに至っている。

ナショナル・トラスト活動自体は自然破壊への対抗策として極めて有効であり、人々の自然保護への賛同の思いが、森を保全する成果と直接結びつくものであることから価値の高い活動である。

また、森の中で笹を刈ったり、休耕田を利用したりといった里山の管理活動を続け、こういった活動の多くを市民ボランティアが担っている。取得した森での調査活動、アライグマなどの外来生物の対策にも取り組んでいるほか、古民家「クロスケの家」を利用しての環境教育を行うなど、狭山丘陵の良さ、ひいては自然の良さを普及啓発する活動、情報収集・連携協力活動を行っている。

その他、埼玉県から委託を受け、指定管理者として「狭山丘陵いきものふれあいの里センター」を運営する事業も行っている。

なお、「クロスケの家」（国の登録有形文化財に登録されている）やその関連の倉は文化財としても価値のあるものでありそれを活動の拠点として利用することで、その保全を行っていることも評価されるべき取り組みである。

2 評価と将来に向けての持続性

以上のように、本団体の活動は狭山丘陵に特化して環境を保全をしようというものであり、「トトロ」という知名度の高いキャラクターと連携して多くの志金を集め、多数のナショナル・トラストによる深林を保全している点、30 年にわたり活動を続けて今もトラスト地を広げ、かつ維持・管理・公開を継続している点、狭山丘陵を中心として地域資源の保全に係る調査・情報収集を行い、環境教育や普及啓発活動を地域も巻き込みながら持続的にやっている点において、高い評価がなされるべき活動であるといえる。

また、本団体は、公益財団法人として安定した人的・財務的基盤を持ち、十分なガバナンスを構築し、コンプライアンスを遵守した法人運営を行っているものと評価できる。

このように高く評価されるべき活動を 30 年行ってきた実績を有すること、安定した人的・財政的基盤を有することから事業の十分な持続性が認められるというべきである。

もともと、ナショナル・トラストとして取得した多くの土地の維持・管理費用を中心として多額の費用を要する状態となっており。現状の寄付・会費収入が維持できない場合には団体・ひいては狭山丘陵の自然の保全が危ぶまれる。

そういった観点からは、寄附・遺贈対象適格団体として、経済的な支援を受けることが望まれる。

以上